一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟

会員施設等災害時相互支援規程（案）

令和７年５月２８日

一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟会員施設等災害時相互応援規程（令和元年５月２２日）の全部を改正する。

（目的）

第１条　一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟（以下「老施連」という。）の会員施設・事業所（以下「会員施設等」という。）は、災害に対しては「全施設が被災施設」であり、「全施設が支援・受入施設」との考えで対応することを基本とする。

２　この規程は、前号を基本に、災害により被災した当該施設（以下「被災施設」という。）から支援要請が行われた場合、会員施設等で相互に協力し、被災施設を支援することについて必要事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　対象とする災害は、火災や地震、津波、土砂災害、台風、風水害等により、被災施設において施設運営が困難と想定される場合とする。

（支援する施設の範囲）

第３条　支援を行う被災施設の対象は、災害が発生した時点での会員施設等を対象事業とする。

ただし、災害の状況に応じて老施連災害対策本部長(理事長)（以下「老施連災害対策本部長」という。）の判断により範囲を越えて支援する場合がある。

（支援施設）

第４条　被災施設を支援する施設（以下「支援施設」という。）は、老施連災害対策本部長からの支援要請を受け取組む。

２　支援施設の選定は、老施連災害対策本部にて推薦し、当該施設の許諾を得ることによって決定される。

３　支援施設は、原則として複数の施設が協力して被災施設の支援をすることを基本とする。

（支援施設の役割）

第５条　この規程による支援施設の役割は、被災施設が入所者に対する支援が困難になったことを受けて、被災施設の入所者の受入や復旧に必要な人的・物的など総合的な支援、人的資源や物資の移送などを行うものとする。

２　支援施設が担う役割は、被災施設の要望を老施連災害対策本部が集約し、各支援施設に対し個別に要請する。

（神戸市との連携）

第６条　災害発生時には、神戸市の関係各課及び各区役所と連携し、必要に応じその要請に応じるものとする。

（特定個人情報等の取り扱い）

第７条　支援施設は、被災施設の入所者等の受け入れに際し、知り得た個人情報の保護に努め、守秘義務を順守する。

（規程細則）

第８条　この規程をより実効性のあるものとするため、別に災害時相互支援細則を定める。

（その他）

第９条　この規程に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度、老施連災害対策本部長が決定する。

附　則

この規程は、令和７年５月２８日から施行する。

一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟

会員施設等災害時相互支援細則（案）

令和７年５月２８日

一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟会員施設等災害時相互応援細則（令和元年５月２２日）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この細則は、神戸市老施連の会員施設等災害時相互支援規程をより実効性のあるものにするために必要な事項を定めることを目的とする。

（相互支援）

第２条　支援施設は、老施連災害対策本部長(理事長) （以下「老施連災害対策本部長」という。）からの要請があった場合は、被災施設からの支援要請と受け止め、可能な限りその要請に応えるものとする。

２　津波被災に関しては、想定被災施設の求めがあれば、事前に老施連災害対策本部が施設間マッチングを行い、対応を協議しておく。

 ３　支援内容は以下に掲げるとおりとする。

1. 被災施設の入所者の受け入れ先の確保及び受け入れ先への移送支援。
2. 被災施設への職員派遣等の人的支援。
3. 食料、飲料水等の生活必需品、医療介護関連物資等その他必要な資材の提供。

(支援要請)

第３条　支援を要請する場合は、以下に掲げる内容を明確にして、老施連災害対策本部に支援要請の連絡の上、「別紙１」と「別紙２」を提出する。

1. 被災の状況
2. 必要とする支援の内容
3. 支援を必要とする期間

(自主的活動)

第４条　災害の際、通信途絶等により前項に掲げる要請が無い場合にあっては、会員施設等は、速やかにその災害状況について、自主的に情報収集を行うものとし、施設間での連絡が出来ない場合においては、自主的に支援活動を実施するものとする。

　　　２　自主的な支援活動を実施した場合は、被災施設からの支援要請があったものとみなし、後日、災害対策本部が必要な対応を行う。

（経費の負担）

第５条　支援に要した費用は、災害救助法が適用された場合、又は、神戸市が判断した場合には、

それに従う。

２　前項以外のケースについては、被災施設に入った人的支援に関する費用は原則被災施設の負担とし、その他の費用については老施連災害対策本部長による被災施設と支援施設との調整結果を受けて支払う。

（支援時の補償）

第６条　この規程による支援により、支援施設が受入れた入所者に負傷などの人身事故が生じた場合は、支援施設が、その補償を行う。被災施設内において支援施設から人的応援に入った職員による事故については、被災施設がその補償を行う。

(その他)

第７条　その他、この細則に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度、老施連災害対策本部長が決定する。

附　則

この細則は、令和7年　５月２８日から施行する。